平成２４年（フ）第２１２号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛323番地24
債務者　西田　関康
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
佐賀県多久市北多久町大字小侍4640番地
債務者　野口　大士
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
佐賀市鍋島町大字八戸1246番地１
債務者　相川　祐治
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
大分市大字葛木374番地の２　マリハウスＢ102
債務者　八木　宏臣
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３５号
大分県別府市元町13番５号
債務者　林　　寛達
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１４号
大分県別府市大字鶴見2590番地の８
債務者　藤原　千津
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３号
山梨県中巨摩郡昭和町西条232番地12　幸ハイツ102号
債務者　長尾　良太（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
広島県呉市築地町２番60―406号
債務者　山中加代子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０１号
広島県呉市仁方皆実町15番11号
債務者　松岡みずほ
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字新川2222番地８　本田ハイツ２―Ｂ
債務者　池田　輝史
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第３４号
秋田県仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中121番地
債務者　伊藤　一晴
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第５２６号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８―321号
債務者　川端　　昇
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４５号
神戸市灘区灘北通５丁目７番１号　シティハイム清風Ａ―１、従前の住所神戸市灘区灘北通５丁目７番３号　マンション清風503号
債務者　岩田　有美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５０号
神戸市東灘区渦森台２丁目15番301号
債務者　小田　智恵
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８号
兵庫県伊丹市瑞穂町５丁目16番地コーポ森栄202号、前住所兵庫県伊丹市藤ノ木３丁目３番４号
債務者　植上　　隆
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３９号
兵庫県伊丹市稲野町２丁目43番地１ラッキー荘12号
債務者　吉田　政道
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２号
奈良県吉野郡川上村大字迫688番地の６
債務者　杉山　光子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
奈良地方裁判所五條支部